

## 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

我が国で使われている手話の原型は、明治時代につくられ発展してきた。一方で、明治13年の国際会議で、ろう教育では口語法を教えることが決議され、昭和8年には、ろう学校での手話の使用が事実上禁止されることになった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話は言語の一つとして国際的に認知された。また、平成23年に改正された障害者基本法の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

しかし、この法律では「可能な限り」と規定されており、また、我が国においては手話に対する理解も不十分な上に、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見及び差別の要因となっている。

このような偏見及び差別をなくし、ろう者の権利が保障され、ろう者としての尊厳を持つことができ、ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生していくことができる社会を築くことが必要であると考えます。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民へ広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

} あて